

広島県選挙管理委員会告示第九十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があつた。

平成二十五年十二月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 後	
種 類	名 称	所 在 地	変 更 後
老人ホーム	介護老人保健施設 セラ・あおい の園	世羅郡世羅町大字本 郷一二一六番地	介護老人保健施設 葵の園・セラ
名 称		事 項	